

吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金



吉見町で
新婚生活をスタートしませんか

吉見町では、若い世代の結婚を支援するため、本制度で新婚生活のスタートアップ支援します。住居費、引越費用、生活備品（家具・電化製品）等の支援として最大10万円を交付します。

受付期間

令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

奨励金額

上限 **10** 万円 85,000円を超えた部分は、地域通貨で交付
(最高15,000円 イチゴ🍓)

申請期限

婚姻日から

1年以内 又は **令和8年3月31日**
いずれか早い日まで

申請方法

必要書類を揃えて窓口へ提出
(庁舎3F11番窓口)



新婚世帯移住定住
促進奨励金の
詳細については、
上記をスキャンして
ご確認ください!

Thank you!

★ 奨励金内容・申請方法 ★

対象夫婦

- ① 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間で婚姻し、町内に住民登録をされている夫婦
- ② 婚姻日の年齢が双方又はいずれか一方が40歳未満
- ③ 交付決定日から引き続き1年以上、町内に居住する意思のあること
- ④ 過去にこの奨励金又は吉見町結婚新生活支援事業補助金※の交付を受けていない方 ※現在は終了しています

補助対象経費

※ 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに支払った次の費用が対象です

- ① 住居の取得費（新たに取得した町内の住居に対し支払った費用）
- ② 住居の賃貸料（新たに賃借する町内の住居の対し支払った賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）
- ③ 引越費用（婚姻を機に町内に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用）
- ④ 家具・電化製品代（婚姻後、生活のために購入した家具、電化製品の取得費用）

提出書類

必要書類	備考
交付申請書	必須
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	必須
住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し	住居の取得費を申請する場合
住居の賃貸借契約書及び領収書等の写し	住居の賃借料を申請する場合
当該住居に係る住居手当支給証明書	住居の賃借料を申請する場合
引越費用に係る領収書の写し	引越費用を申請する場合
家具・電化製品の領収書等	家具・電化製品の取得費用を申請する場合

注意事項

- 住宅の取得費
土地代、リフォーム代、増改築代、旧住宅解体撤去費、設備費等は補助対象外です
- 住宅の賃借料
住居手当や生活保護等の公的制度による補助が支給されている場合、その額を引いた額が補助対象となります
- 住宅の引越費用
不用品の処分費用、自分でレンタカーを借りたり、友人に頼んで引っ越した場合の費用は補助対象外です

お問い合わせ先

[担当] 吉見町総合政策課政策推進係
[電話] 0493-54-5026（直通）
[受付] 平日 8:30 ~ 17:15

関連補助金



吉見町定住化促進奨励金



吉見町キャラクター
「よしみん」